

子育て世帯への臨時特別給付金（国 10/10）の支給について

1 趣旨

政府では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給することとしたもの。

2 支給対象者

令和2年4月（3月分を含む）分の児童手当の受給者

※ 特例給付の受給者は除く。

3 対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子ども

4 基準日

令和2年3月31日

5 支給額

対象児童1人当たり1万円

6 補正予算額

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 事業費（給付金支給額） | 120,380千円 |
| (2) 事務費（他の給付金分を含む） | 4,071千円 |

7 支給方法

- (1) 児童手当を市から受給している者（一般支給対象者）

本市の児童手当情報を活用し支給するため、事前に子育て特別給付金が不要である場合や銀行口座情報等を変更・廃止した場合は届け出をもらうことを前提に、令和2年5月19日までに連絡がないことをもって、本人の受給の意思を確認することで、改めての申請は要しないこととする。

※ 支給対象者：6,432人、対象児童：10,736人

- (2) 児童手当を所属庁から受給している者（公務員支給対象者）

所属庁で児童手当受給証明書を受け取り、基準日において住所を有していた市町村へ申請する。

※ 対象児童：約1,300人

8 今後の予定

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 一般支給対象者 | 令和2年5月下旬に給付金を支給する予定 |
| (2) 公務員支給対象者 | 令和2年6月中旬から申請の受付を開始し、随時支給する予定 |